

定期監査の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成23年3月4日

八尾市監査委員	富永峰男
同	八百康子
同	谷沢千賀子
同	大松桂右

記

1 措置の通知

平成19年度定期監査（土木部）の結果に対する措置の通知

平成23年2月25日付け八土土管第163号

平成19年度定期監査（保健福祉部）の結果に対する措置の通知

平成23年2月21日付け八健地第202号

平成23年2月23日付け八ここ政第358号

平成20年度定期監査（建築都市部）の結果に対する措置の通知

平成23年2月24日付け八建都第828号

平成20年度定期監査（消防本部及び消防署）の結果に対する措置の通知

平成23年2月24日付け八消本総第497号

平成20年度定期監査（水道局）の結果に対する措置の通知

平成23年2月24日付け八水第1741号

平成21年度定期監査（財政部）の結果に対する措置の通知

平成23年2月21日付け八財財第164号

平成22年度定期監査（学校園）の結果に対する措置の通知

平成23年2月10日付け教学総第1013号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

平成 21 年度実施財政部定期監査の結果に対する措置等の内容
 財政部財産活用課
 [文書指摘分]

指摘事項	本通知時までに講じた措置又は改善方針等		H22. 2. 1 までの取り組み等の内容	
<p>2 普通財産の管理委託について</p> <p>市有地の管理委託業務(除草業務)については、契約金額の根拠として単価見積(1時間1名当り)を徴取し業務委託総額の契約が行われている。仕様書において、契約額算定の提示内容が不明確であるため、的確な条件・指示を記載するよう改めること。</p>	措置状況	2. 措置予定	措置状況	2. 措置予定
		<p>仕様書の記載内容については、平成 22 年度より除草場所、面積、作業計画等の指示事項を記載しております。</p> <p>又、契約金額について平成 22 年度より仕様書に「契約金額は、除草面積と大阪府積算基準をもとに得られる作業人数に、時間単価と 1 日の規定作業時間数を乗じて算定するものとする」ことを記載し改善する予定でしたが、平成 23 年度より記載して改善を図ります。</p>		<p>仕様書の記載内容について、除草面積及び作業時間数(8時間/日)は契約書末尾に記載されているとおりです。</p> <p>又、除草の標準作業量は大阪府の積算基準に基づいて算定しているが、府積算基準は公表していないため、仕様書に標準作業量は記載できないので、平成 22 年度より仕様書に「契約金額は、除草面積と大阪府積算基準をもとに得られる作業人数に、時間単価と 1 日の規定作業時間数を乗じて算定するものとする」ことを記載するよう改善を図ります。</p>
<p>4 契約事務について</p> <p>契約事務において、随意契約理由が適当でないもの及び適用条項が誤っているものが見受けられたので、適正な契約事務に改めること。</p>	措置状況	1. 措置済 (平成 22 年 4 月 1 日)	措置状況	2. 措置予定
		<p>マイクロバスの運行業務委託契約につきましては、平成 22 年度契約分より入札により長期継続契約を締結しました。</p>		<p>ご指摘の随意契約理由が適当でなかったマイクロバスの運行業務委託契約につきましては、平成 22 年度契約分より入札により長期継続契約を締結する予定です。</p> <p>また、随意契約適用条項が誤っていたシルバー人材センターとの南ガレージ公用車貸出業務委託契約につきましては、地方自治法施行令及び八尾市財務規則の規定に則り、随意契約の根拠として地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の適用と改めました。</p>

平成 21 年度実施財政部定期監査の結果に対する措置等の内容

財政部財産活用課

〔文書指摘分〕

指摘事項	本通知時までに講じた措置又は改善方針等		H22. 2. 1 までの取り組み等の内容	
<p>【各課共回事務】</p> <p>2 備品の管理及び備品台帳の整備について</p> <p>備品台帳と現品を抽出し照合したところ、一部において備品台帳がないものや備品番号シールの貼付のないもの、廃棄された備品について備品台帳が未処理のもの等が見受けられたので、備品台帳の整理を図るとともに、適正な備品の管理に努められたい。</p>	措置状況	<p>1. 措置済</p> <p>(平成 22 年 3 月 31 日)</p>	措置状況	<p>2. 措置予定</p>
	<p>備品管理につきましては、今回ご指摘いただきました物品を含め、備品台帳との照合等を実施しました。今後も、適切な備品管理に努めます。</p>		<p>(平成21年度中に措置予定)</p>	

平成 21 年度実施財政部定期監査の結果に対する措置等の内容

財政部市民税課

〔文書指摘分〕

指摘事項	本通知時までに講じた措置又は改善方針等		H22. 2. 1 までの取り組み等の内容	
<p>1 たばこ販売促進にかかる現物支給について</p> <p>たばこの販売促進及び市たばこ税増収対策として物品(カートンポリ袋)を購入し、大阪東たばこ商業組合に対し現物給付を行っているが、実質的には団体に対する補助金であり、また、健康問題等喫煙に関する社会的環境の変化の点からも、公費支出の必要性をも含め見直しを図ること。</p>	措置状況	<p>1. 措置済</p> <p>(平成 22 年 3 月 31 日)</p> <p>指摘事項を検討の結果、たばこ組合への現物支給のあり方等を精査した結果、平成 21 年度限りで廃止しました。</p>	措置状況	<p>3. 検討中</p> <p>たばこ組合への現物支給については、従来からたばこ税の増収対策として、販売促進を目的に行ってきたものであり、本市財政にとっても年間十数億円の税収は大きな意義を持つものです。また、近隣他市においても、なおたばこ組合への補助を継続しているところが多数ある現状からすると、本市が取りやめることの税収への影響が懸念されるところであります。しかしながら、昨今のたばこに対する社会情勢の変化から、従来の現物給付に市民理解が得にくくなっているとの指摘を勘案し、今後はたばこ組合への現物支給を打ち切り、本市の事業として広報活動等を行うよう検討しています。</p>